

京 都 大 学 高 等 研 究 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究拠点等)</p> <p>第6条 研究院に置く研究拠点は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>物質—細胞統合システム拠点</p> <p>2 前項に定めるもののほか、研究院に、連携研究拠点を置くことができる。</p> <p>3 前2項の組織に関し必要な事項は、協議会の議を経て、研究院長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究拠点等)</p> <p>第6条 研究院に置く研究拠点は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>物質—細胞統合システム拠点</p> <p><u>ヒト生物学高等研究拠点</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年10月30日から施行する。</p>